

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新居浜市は、国民健康保険事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

新居浜市では、国民健康保険事務の一部を委託している。委託先事業者が個人情報及び機密情報を適正に取り扱うため、当該情報の取扱いについて、契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

新居浜市長

公表日

令和5年3月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>国民健康保険法による国民健康保険の加入脱退、保険者証・証明書等の発行、医療費給付、及び保険料の賦課・徴収等を行う。 特定個人情報ファイルを取り扱う事務は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 被保険者の資格管理 2. 保険給付 3. 被保険者証等の交付 4. 保険料の賦課、徴収・滞納整理 5. 保険料の軽減および減免 <p>愛媛県国民健康保険団体連合会との情報連携(国保総合システム及び国保情報集約システム)に係る業務</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 資格継続業務 <ol style="list-style-type: none"> (1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 (2)被保険者異動情報の受信(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル) 2. 高額該当回数引継ぎ業務 <ol style="list-style-type: none"> (1)継続候補世帯の抽出(継続候補世帯リスト) (2)継続世帯の確定(継続世帯確定リスト) <p>オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 (2)医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の送信
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国民健康保険システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. 国保総合システム及び国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)という。) 5. 医療保険者等向け中間サーバー <p>*国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバー群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
<ol style="list-style-type: none"> 1. 資格ファイル 2. 賦課ファイル 3. 給付ファイル 4. 収滞納ファイル 5. 被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル) 	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none"> 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第9条第1項及び別表第一 項番30 2. (番号法)別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 3. 国保法 第113条の3第1項及び第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none"> 1. (番号法)第19条第8号並びに別表第二(情報提供) 項番 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120(情報照会) 項番 42、43、44、45 2. (番号法)別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(情報提供) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3(情報照会) 第25条、第25条の2、第26条 3. (番号法)附則第6条第4項 4. (国保法)第113条の3第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部国保課

②所属長の役職名	国保課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	792-8585 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号 新居浜市役所総務部総務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	792-8585 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号 新居浜市役所福祉部国保課

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年2月20日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年2月20日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年2月15日	I 5 ②所属長の役職名	井上 毅	国保課長	事後	様式変更による。
平成31年3月1日	II 1. 対象人数	平成27年4月1日 時点	平成31年2月28日 時点	事後	
平成31年3月1日	II 2. 取扱者数	平成27年4月1日 時点	平成31年2月28日 時点	事後	
令和2年3月13日	I 4 ②法令上の根拠	<p>1. (番号法)第19条第7号並びに別表第二 (情報提供) 項番 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、119 (情報照会) 項番 42、43、44、45</p> <p>2. (番号法)別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供) 第1、2、3、4、5、8、19、20、25、33、43、44、46、49、53条 (情報照会) 第25、26条</p>	<p>1. (番号法)第19条第7号並びに別表第二 (情報提供) 項番 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120 (情報照会) 項番 42、43、44、45</p> <p>2. (番号法)別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 (情報照会) 第25条、第25条の2、第26条</p>	事後	
令和2年3月13日	II 1. 対象人数	平成31年2月28日 時点	令和2年2月29日 時点	事後	
令和2年3月13日	II 2. 取扱者数	平成31年2月28日 時点	令和2年2月29日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月2日	I 1 ②事務の概要	<p>愛媛県国民健康保険団体連合会との情報連携(国保総合システム及び国保情報集約システム)に係る業務</p> <p>1. 資格継続業務 (1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 (2)被保険者情報の受信(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル)・同一県内転居における被保険者資格データの配信 * 国保連</p> <p>2. 高額該当回数の引継ぎ業務 (1)継続候補世帯の抽出(継続候補世帯リスト)・データの送信 (2)継続世帯の確定(継続世帯確定リスト)・転出地市区町村高額該当情報データの配信 * 国保連</p>	<p>愛媛県国民健康保険団体連合会との情報連携(国保総合システム及び国保情報集約システム)に係る業務</p> <p>1. 資格継続業務 (1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 (2)被保険者異動情報の受信(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル)</p> <p>2. 高額該当回数の引継ぎ業務 (1)継続候補世帯の抽出(継続候補世帯リスト) (2)継続世帯の確定(継続世帯確定リスト)</p> <p>オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供 (1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 (2)医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の送信</p>	事前	
令和2年6月2日	I 1 ③システムの名称	<p>1. 国民健康保険システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. 次期国保総合システム及び国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)という。) * 国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバー群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。</p>	<p>1. 国民健康保険システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. 国保総合システム及び国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)という。) 5. 医療保険者等向け中間サーバー * 国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバー群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。</p>	事前	
令和2年6月2日	I 3. 個人番号の利用	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項及び別表第一 項番30 2. (番号法)別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条</p>	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項及び別表第一 項番30 2. (番号法)別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 3. 国保法 第113条の3第1項及び第2項</p>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月2日	I 4 ②法令上の根拠	<p>1. (番号法)第19条第7号並びに別表第二(情報提供)項番 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120 (情報照会)項番 42、43、44、45</p> <p>2. (番号法)別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供)第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 (情報照会)第25条、第25条の2、第26条</p>	<p>1. (番号法)第19条第7号並びに別表第二(情報提供)項番 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120 (情報照会)項番 42、43、44、45</p> <p>2. (番号法)別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供)第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 (情報照会)第25条、第25条の2、第26条</p> <p>3. (番号法)附則第6条第4項</p> <p>4. (国保法)第113条の3第1項及び第2項</p>	事前	
令和2年6月2日	II 1. 対象人数	令和2年2月29日 時点	令和2年4月30日 時点	事後	
令和2年6月2日	II 2. 取扱者数	令和2年2月29日 時点	令和2年4月30日 時点	事後	
令和4年3月18日	I 4 ②法令上の根拠	<p>1. (番号法)第19条第7号並びに別表第二(情報提供)項番 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120 (情報照会)項番 42、43、44、45</p> <p>2. (番号法)別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供)第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 (情報照会)第25条、第25条の2、第26条</p>	<p>1. (番号法)第19条第8号並びに別表第二(情報提供)項番 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120 (情報照会)項番 42、43、44、45</p> <p>2. (番号法)別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供)第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 (情報照会)第25条、第25条の2、第26条</p>	事後	
令和5年3月20日	II 1. 対象人数	令和2年4月30日 時点	令和5年2月20日 時点	事後	
令和5年3月20日	II 2. 取扱者数	令和2年4月30日 時点	令和5年2月20日 時点	事後	